

地球のかけら運営規定 「居宅訪問型児童発達支援」

第1条（事業の目的）

株式会社デイベンロイ（以下「事業者」という。）が設置する地球のかけら（以下、「事業所」という。）において実施する居宅訪問型児童発達支援（以下「居宅訪問型支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅訪問型支援の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、利用者という。）及びその障害児に係る通所給付決定保護者（以下、保護者という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な居宅訪問型支援の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1） 事業者は、重度の障害の状態、その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある利用者であって、児童発達支援、医療型児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該利用者の居宅を訪問し、利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた居宅訪問支援の確保、事業の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うものとする。
- （2） 事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとする。
- （3） 居宅訪問型支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な居宅訪問型支援の提供ができるよう努めるものとする。
- （4） 事業者は、居宅訪問支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした居宅訪問支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。（令和7年3月31日までに整備）
- （5） 前2項のほか、事業者は法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
- （6） 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年度法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第3条（事業所の名称等）

居宅訪問型支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ： 地球のかけら
- （2） 所在地 ： 静岡県沼津市東椎路字中尾 1640－10

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （１）管理者：１名（常勤従業者。児童発達支援管理責任者と兼務。）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅訪問型児童発達支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （２）児童発達支援管理責任者：１名（常勤従業者。管理者と兼務。）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- （ア）適切な方法により、利用者等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう利用者の発達を支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- （イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する居宅訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、居宅訪問支援の目標及びその達成時期、心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた居宅訪問支援の具体的内容、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した居宅訪問型児童発達支援計画（以下「居宅訪問型児童発達支援計画」という。）の原案を作成すること。
- （ウ）居宅訪問型児童発達支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した居宅訪問型児童発達支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- （エ）居宅訪問型児童発達支援計画作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて居宅訪問型児童発達支援計画を変更すること。
- （オ）利用申込者の利用に際し、障害児相談支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。
- （カ）障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めること。
- （キ）児童発達支援管理責任者は、障害児の居宅訪問型児童発達支援計画の作成、障害

児又はその家族に対する相談及びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

(3) 訪問支援員 1名以上

訪問支援員は、利用者に対して、訪問等による支援を行うものとする。かつ必要な事務を行うものとする。

第5条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。（ただし、祝日、12/31 から 1月3日までを除く）

(2) 営業時間

午前9時から午後6時までとする。

第6条（居宅訪問支援の内容）

居宅訪問支援の内容は、次のとおりとする。

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練。

第7条（利用者から受領する費用の額等）

(1) 宅訪問型児童発達支援を提供した際に、事業者が受領する費用の額は、厚生労働省大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定める利用者負担額として、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

(2) 事業者は、居宅訪問型支援の提供にあつては、交通費を 300 円徴収するものとする。

(3) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(4) 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

第8条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は、サービスの提供に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 利用者が居宅訪問型支援の提供を受ける際、利用者の家族は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

第 9 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は沼津市とする。

第 10 条（緊急時等における対応方法）

- （１） 現に居宅訪問型支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- （２） 事業者は、利用者に対する訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- （３） 居宅訪問型支援提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

第 11 条（虐待の防止に関する事項）

事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （１） 虐待防止に関する責任者の選定及び虐待防止委員会の設置
- （２） 成年後見制度の利用支援
- （３） 苦情解決体制の整備
- （４） 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

第 12 条（苦情解決）

- （１） 提供した居宅訪問型支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- （２） 提供した居宅訪問型支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提示若しくは提示の命令、又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して静岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、静岡県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （３） 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

第 13 条（個人情報の保護）

- （１） 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- (2) 従業者は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

第14条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内。
- (2) 継続研修 年1回～（1人30,000円まで/年）
- (3) 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- (4) 事業所は、障害児に対する居宅訪問型児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅訪問型児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする
- (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 株式会社デイベンロイと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。